

平成31年4月9日付け県公報第3105号静岡県議会訓令甲第1号（静岡県議会事務局規程の一部を改正する訓令）中、次のとおり訂正する。

誤

改正前	改正後
<p>（職の設置）</p> <p>第4条 地方自治法に特別の定めがあるものを除くほか、事務局に次の職を置く。</p> <p><u>専門監</u></p>	<p>（職の設置）</p> <p>第4条 地方自治法に特別の定めがあるものを除くほか、事務局に次の職を置く。</p> <p><u>専門官</u></p>

正

改正前	改正後
<p>（職の設置）</p> <p>第4条 地方自治法に特別の定めがあるものを除くほか、事務局に次の職を置く。</p> <p>次長 局参事 課長 室長 課（室）参事 課長補佐 室長補佐 <u>専門監</u> 班長 主幹 班長代理 主査 主任 主事</p> <p>2 次長、局参事、課長、室長、課（室）参事、課長補佐、室長補佐、<u>専門監</u>、班長、主幹、班長代理、主査、主任及び主事は、議会書記の中から議長が命ずる。</p>	<p>（職の設置）</p> <p>第4条 地方自治法に特別の定めがあるものを除くほか、事務局に次の職を置く。</p> <p>次長 局参事 課長 室長 課（室）参事 課長補佐 室長補佐 <u>専門官</u> 班長 主幹 班長代理 主査 主任 主事</p> <p>2 次長、局参事、課長、室長、課（室）参事、課長補佐、室長補佐、<u>専門官</u>、班長、主幹、班長代理、主査、主任及び主事は、議会書記の中から議長が命ずる。</p>